

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 知多市は、前条の規定による届出をした候補者が同条の契約により当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき額のうち、当該契約により作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には<u>8円38銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請により、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>	<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 知多市は、前条の規定による届出をした候補者が同条の契約により当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき額のうち、当該契約により作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には<u>7円73銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請により、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>